

タクシー事業者への交通系 IC カード決済端末の導入支援について

1 概要

交通系 IC カードによるキャッシュレス決済の導入を促進し、利用者の利便性の向上を図るため、タクシー事業者に対し、交通系 IC カードの利用可能な決済端末の確保維持に係る経費の一部を補助します。

2 申請受付開始日

令和 4 年 10 月 27 日

3 対象者

防府市に事業所又は営業所を置く、道路運送法に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営営するタクシー事業者

4 補助対象機器

交通系 IC カード決済端末（全国相互利用可能なものに限る）

※機器は令和 5 年 3 月 31 日までに導入が完了しているものに限る。

5 補助金の額

補助対象事業費の 2 分の 1（車両 1 台当たり上限 10 万円）

6 補助対象事業費

補助対象経費	①初回経費	<ul style="list-style-type: none"> ■機器本体及び附属品の購入費 ■初回登録料 ■機器設置・固定等に係る備品
	②維持経費 (ひと月当たり)	<ul style="list-style-type: none"> ■機器本体及び附属品のリース・レンタル料 ■システム利用料（固定費に限る） ■通信料
補助対象事業費＝①＋（②×補助対象事業費算出期間（月数／最大 5 年））		